○三鷹市立三鷹図書館サポーター規約

平成27年7月1日24三教図第88号
平成28年4月1日改訂
平成28年6月2日改訂

（趣旨）

第１条　この規約は、三鷹市立三鷹図書館（以下「三鷹図書館」という。）におけるサポーターの活動に関する基本事項を定めるものとする。

（サポーター活動の目的）

第２条　三鷹図書館サポーター（以下「サポーター」という。）は、地域に本を通じた楽しみを広げることを活動の目的とする。

２　サポーターは互いを尊重し、各々がやりがいを持ち、サポーター活動を通じて自己実現を図ることを目的とする。

（活動グループ名及び活動内容）

第３条　活動グループの名称及び活動内容は、次のとおりとする。

（１）本の修理屋さん
　　図書資料の修理活動

（２）書架整理班
　　書架の整理と本のクリーニングの活動

（３）ガーデンカフェチーム
　　図書館の庭を活用したイベントの運営及び実施

（４）おはなしどんどこ
　　絵本などの読み聞かせ活動

（サポーターの登録要件）

第４条　サポーターの登録要件は、第２条の規定を理解し、本規約を遵守する者とする。

（サポーター登録）

第５条　サポーターの登録をする者は、三鷹図書館サポーター登録申込書（様式第１号）（以下「申込書」という。）を三鷹市立三鷹図書館長（以下「館長」という。）に提出しなければならない。

（サポーター登録抹消）

第６条　サポーターの登録抹消を希望する者は、館長にその旨届け出るものとする。

２　サポーターとして適切でない言動又は行動があったと館長が認める場合及びサポーターとして一定期間活動がないと認められる場合は、登録を抹消することができる。

（遵守事項）

第７条　サポーターは、サポーター活動が公共サービスの一部に携わるものであり、その活動について規律及び責務が伴うことを自覚し活動する。

2　サポーターは、三鷹市立図書館の個人情報保護や読書の秘密の考え方を理解し、サポーター活動で知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

3　サポーターは、互いの立場と主体性を尊重し、協働の精神を持って活動する。

4　サポーター活動中は、名札を着用する。

5　サポーター活動中は、その活動に関係のない行為をしてはならない。

（消耗品）

第８条　三鷹図書館は、サポーター活動に必要な消耗品等を支給することができる。

（保険）

第９条　サポーターの活動においては、三鷹市市民活動災害補償保険を適用する。

（委任）

第 10 条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、館長が別に定める。

附　則

この規約は、平成 27 年７月１日から施行する。

附　則

この規約は、平成 28 年４月１日から施行する。

附　則

この規約は、平成 28 年６月２日から施行する。